

## 意見聴き取り調査票

(福島県総合設備協会)

### 1 総合評価方式について

(1) 県では、工事の総合評価方式において平成26年4月より配置予定技術者の実績について現場代理人での実績も評価することとしましたが、このことについてどのようにお考えですか。

現場代理人も評価される事は応札の幅が広がり大変良いですが、実績については過去15年間までとして頂きたい。

(2) 県の総合評価方式において、入札参加者の多種多様な取組みを評価するためには、どのような評価項目を追加(修正)すべきとお考えですか。

施工能力・優良工事表彰等(簡易型・標準型)の加点対象を特別簡易型と同様に過去15年以内として頂きたい。

(3) 県の総合評価方式について、御意見等があればお聞かせください。

特にありません。

### 2 元請・下請関係の適正化対策について

(1) 平成26年2月の設計労務単価の改正や復興歩掛など積算基準の大幅な見直しなどで、より現場実態に合った設計積算による予定価格算定に努めております。これらに対し、受注者として、下請契約額や賃金等の支払について、震災以前と異なっている状況があれば、お聞かせください。

また、その状況を貴協会がどのように認識されているかお聞かせください。

平成26年2月労務単価改正等大変評価出来ると思います。

(2) 平成25年度下請状況実地調査において、下請負報告書の記載と異なる事業者へ施工させていた事例や、変更契約書の取り交わしがなされていない事例等がありましたが、このような状況についてどのようにお考えですか。

下請業者の変更は適正に手続きするのが当然であり会員としては問題ありませんが、下請業者も技術者不足が深刻なため、下請業者が定着できずにこのような状況が発生するのだと思います。

(3) 元請・下請関係適正化に向けての有効な対策等について、御意見があればお聞かせください。

現行の建設業法を遵守したいと思います。

### 3 入札不調について

(1) 技術者や作業員確保の現状と対応策についてお聞かせください。また、技術者等の不足へは、どのような取組みが有効であるとお考えですか。

時勢に応じた賃金の見直し、待遇改善等を行っております。

また、技術者不足への対応は、引退した経験者の再雇用、新卒者の採用などを行っておりますが、技術者養成機関（専門学校等）の拡充、更なる常駐の緩和をお願いします。

(2) 県では平成26年度から特殊な工法又は技術的難易度の高い工事における実績について、要件の見直しを行うとともに、JVにおける代表構成員以外の工事実績を認めることとし、応札しやすい環境を整えておりますが、このことについてどのようにお考えですか。

地元業者としては、大変評価できる取組みだと思います。

(3) 県では各種の入札不調対策を講じているところですが、不調対策に有効と思われる取組みがあればお聞かせください。

下記取組みが有効であると思います。

- ・発注時期の平準化
- ・労務単価、最低制限価格の引き上げ
- ・工事書類の簡素化、現場代理人の更なる常駐緩和
- ・状況による次年度への繰越し

#### 4 電子入札・電子閲覧について

県では、電子入札・電子閲覧を導入し、入札者の負担軽減や事務の効率化を図っているところですが、その拡大についてどのようにお考えですか。

発注管内事務所に行かなくてもパソコン上で図面・文書を閲覧・そして入札が出来るようになりましたので大変いいことだと思います。これからも拡大方向でお願いしたいと思います。また閲覧文書の文字が、たまに不鮮明で見えない場合もありますので、閲覧文書の鮮明な図書の提供を願いたいと思います。

今後もすべての入札の電子化を進めていただきたい。

#### 5 入札参加資格要件等について

(1) 県では、平成 27・28 年度の工事に係る入札参加資格申請から、社会保険加入を資格審査を受けるための要件としましたが、このことについてどのようにお考えですか。

おおいに評価したいと思います。

(2) 国土交通省直轄工事において、元請業者及び一次下請業者は、原則として社会保険加入業者に限定されたところですが、下請業者から社会保険未加入業者を排除することについて、御意見があればお聞かせください。

二次・三次の下請業者については、まだ会社組織にしてない業者もおり一律に社会保険未加入業者を排除することは、時期尚早ではないかと思います。

(3) 県では、若手技術者等の確保・育成の観点から、入札参加資格審査において、新卒者を採用した場合を主観的事項の評価項目としましたが、このことについてどのようにお考えですか。

新卒採用についておおいに評価したいと思いますが、若手の転職者（中途採用者）も評価項目に入れてほしいと思います。

## 6 品確法等三法改正について

(1) 建設工事の担い手の育成・確保のため、どのような取組みをされているかお聞かせください。

確保についてはインターンシップ・職場見学会の受け入れ、確保については講習会・技術研修会等へ参加、資格取得への助成、資格手当の支給を行っています。

(2) 品確法等三法改正を踏まえ、発注者に対する御意見があればお聞かせください。

現場の作業員不足等により工期が遅れることも予測される大型工事等については、適正な工期設定をお願いしたいと思います。

## 7 その他

その他現在の県の入札制度について、御意見等があればお聞かせください。

- ・ 今後の発注予定工事を可能な限り詳細になるべく早く公表して頂きたい。
- ・ 3千万円以上の下請が予測される工事については、応札条件として特定建設業許可業者の制限を付け加えて発注して頂きたい。